○　佐賀県市町村職員共済組合組合会議員選挙規則

（昭和３９年１０月３１日
佐 共 規 則 第 ６ 号）

改正　昭和４９年１１月１３日規則第１３号　昭和５１年１１月　２日規則第１４号
昭和５３年　９月　４日規則第１６号　昭和５５年　６月２４日規則第１９号
昭和５７年　９月２５日規則第２１号　昭和５９年１０月１５日規則第２３号
昭和６１年　７月２３日規則第２６号　昭和６３年　８月３１日規則第３０号
平成　２年　９月２８日規則第３５号　平成　４年　８月１７日規則第３８号

（目的）

第１条　この規則は、佐賀県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）第 20 条の規定により組合会議員の選挙の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組合員の代表者）

第２条　市町村長は、定款第 11 条の規定により選挙に関する公告があったときは、直ちに当該市町村ごとにその所属する組合員の中から代表となるべき者（以下「組合員の代表者」という。）1 人を定めなければならない。

2　前項の規定により組合員の代表者に選ばれたものは、直ちにその職氏名を別記様式第 1 号により当該市町村の属する選挙区の選挙長（以下「選挙長」という。）に届け出なければならない。

（組合員の代表者の権限）

第３条　組合員の代表者は、定款第 13 条第 2 項の規定による代議員の互選に関する事務をつかさどる。

2　組合員の代表者は、遅滞なく、別記様式第 2 号による組合員数及び代議員数届書に、別記様式第 3 号による組合員名簿を添えて選挙長に届け出なければならない。

3　組合員の代表者は、定款第 13 条第 3 項の規定により互選された代議員について選挙長に届け出るときは、別記様式第 4 号によるものとする。

（選挙人名簿）

第４条　選挙長は、選挙の期日前 3 日までに別記様式第 5 号により選挙人名簿を作成し、これを理事長に報告しなければならない。

2　選挙人名簿には、市町村長又は代議員を登録するものとする。

（代議員証明書）

第５条　選挙長は、第 3 条第 3 項の規定により届け出があったときは、直ちに代議員に対し別記様式第 6 号による代議員証明書を交付しなければならない。

2　代議員は、選挙の当日前項の代議員証明書を提示しなければならない。

（選挙人の確認）

第６条　選挙長は、選挙人名簿に登録されていない者を、投票させてはならない。

（選挙立会人）

第７条　選挙長は、選挙人の中から 2 人以上の選挙立会人を選任して、選挙に立ち会わせるものとする。

（投票）

第８条　投票は、1 人 1 票に限る。

2　投票用紙は、別記様式第 7 号とする。

3　投票用紙は、選挙の当日選挙場において選挙人に交付しなければならない。

（投票用紙の記載事項及び投函）

第９条　選挙人は、選挙場において、投票用紙に自ら被選挙権を有する者（以下「被選挙人」という。）1 人の

氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2　投票用紙には、選挙人の氏名を記入してはならない。

（投票箱等の設備）

第１０条　選挙長は、投票の秘密並びに公正を害しないよう、投票箱その他投票に必要な施設を設備するものとする。

（選挙場の開閉時間）

第１１条　選挙場は、午前 10 時に開き午後 1 時に閉じる。ただし、選挙長は、選挙人の投票に支障をきたすと認められる特別の事情のある場合に限り、選挙場を閉じる時刻を 2 時間以内の範囲内において、繰り下げることができる。

（開票）

第１２条　開票は、前条に規定する選挙場を閉じる時刻を過ぎたのち、直ちに行う。

2　選挙長は、前項の規定にかかわらず、すべての選挙人（投票に参加できないことを選挙長及び選挙立会人において確認した者を除く。）の投票が終わったときは、直ちに開票を行うことができる。

（投票の点検）

第１３条　選挙長は、選挙立会人のもとに投票を点検しなければならない。

2　投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定するものとする。

（無効投票）

第１４条　次に掲げる投票は、無効とする。

(1)　正規の用紙を用いてないもの

(2)　2 人以上の被選挙人の氏名を記載したもの

(3)　被選挙人以外の者の氏名を記載したもの

(4)　被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの、ただし、所属市町村名、職名又は敬称の類を記入したものは、この限りではない。

(5)　被選挙人の氏名を自書しないもの

(6)　被選挙人の何人を記載したか確認しがたいもの

（選挙録の作成）

第１５条　選挙長は、別記様式第 8 号により選挙に関する次第を記載した選挙録を作成し、選挙立会人とともにこれに署名しなければならない。

2　選挙長は、前項の規定による選挙録を作成したときは、理事長にこれを報告するものとする。

（選挙録等の保存）

第１６条　理事長は、選挙録その他関係書類を、当該選挙による当選した議員の任期間、保存しなければならない。

附　則

1　この規則は、昭和 39 年 10 月 31 日から施行する。

2　昭和 49 年 6 月 25 日から地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 11 条の 2 に定める日までの間、佐賀県市町村職員共済組合定款（以下「定款」という。）附則第 3 項の規定により定款第 13 条第 1 項の規定を適用する場合における同条第 3 項の規定の適用については、同項中「その氏名」とあるのは、「定款第 13 条第 2 項の規定により互選された代議員及び市町村長以外の組合会の議員であったもののうち立候補の届け出のあった者の氏名」と、第 3 条の規定の適用については、同条中「代議員」とあるのは「定款第 13 条第 2 項の規定により互選された代議員及び市町村長以外の組合会の議員であったもののうち立候補の届け出のあった者の氏名」とする。

（昭 49 規則 13・追加，昭 57 規則 21・昭 59 規則 23・昭 61 規則 26・昭 63 規則 30・平 2 規則 35・

平4規則38・一部改正）

附　則（昭和49年11月13日規則第13号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。

附　則（昭和51年11月2日規則第14号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和51年6月3日から適用する。

附　則（昭和53年9月4日規則第16号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附　則（昭和55年6月24日規則第19号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和55年5月31日から適用する。

附　則（昭和57年9月25日規則第21号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。

附　則（昭和59年10月15日規則第23号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。

附　則（昭和61年7月23日規則第26号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附　則（昭和63年8月31日規則第30号抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和63年6月21日から適用する。

附　則（平成2年9月28日規則第35号抄）

この規則は、公告の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附　則（平成4年8月17日規則第38号抄）

この規則は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

別記様式第１号

組　合　員　の　代　表　者　届　書

所　属　課　名	職　　名	氏　　名	備　　考

上記のとおり届け出ます。

昭和　　年　　月　　日

第　　区選挙長

殿

市 町 村 名
代表者氏名　　㊞

別記様式第２号

組 合 員 数 及 び 代 議 員 数 届 書

区　　分	人　　員	備　　考
組　合　員　数	人	
代　議　員　数	人	

上記のとおり届け出ます。

昭和　　年　　月　　日

第　　区選挙長

殿

市 町 村 名
代表者氏名　　㊞

（注）この届書には、別記様式第3号の組合員名簿を添付すること。

別記様式第３号

組　　合　　員　　名　　簿

（市町村名）

組合員証番　　号	職　　名	氏　　名	資格取得年月日

（注）この名簿には、市町村長を除いて記載すること。

別記様式第４号

代　　議　　員　　届　　書

組合員証番　　号	所属課名	職　　名	氏　　名

上記のとおり選出したので届け出ます。

昭和　　年　　月　　日

第　　区選挙長

殿

市町村名

代表者氏名　　㊞

別記様式第５号

（　　）　第　　区　選　挙　人　名　簿

市　町　村　名	職　　名	氏　　名	投票の有無	備　　考

（注）１　表題のカッコ内には、市町村長議員又は職員議員の区別により記入すること。
　　２　投票の有無は、選挙長において、選挙の結果に基づいて記入すること。

別記様式第６号

代　議　員　証　明　書

市 町 村 名
職　氏　名

上記の者は、佐賀県市町村職員共済組合定款第13条第2項の規定により互選された代議員である。

昭和　　年　　月　　日

第　　区 選 挙 長　　（氏　　名）　㊞

別記様式第７号

投　票　用　紙

（表）

佐賀県市町村職員共済組合 組合会議員選挙投票		佐賀県市町村職員共済組合

折　　折

目　（裏）　目

	氏　名	◎注意 一　被選挙権を有する者の氏名を欄内に一人書くこと。 二　被選挙権のない者の氏名は書かないこと。

別記様式第８号

（市町村長）　　（職　員）　　議　員　選　挙　録　　第　　選挙区

<table>
<tr><td>執　行　年　月　日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>選　挙　の　場　所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">選　挙　立　会　人</td><td>氏　　名</td><td colspan="2">市　町　村　名</td><td>職　　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>選　挙　の　時　刻</td><td colspan="4">午前　　時　開　始　　午後　　時　終　了</td></tr>
<tr><td rowspan="2">選　挙　の　結　果</td><td>選挙人の数</td><td>投票した者の数</td><td>有効投票</td><td>無効投票</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>票</td><td>票</td></tr>
<tr><td rowspan="6">当選人及びその他の　者　の　氏　名</td><td>当落の別</td><td>得　票　数</td><td>市　町　村　名</td><td>氏　　名</td></tr>
<tr><td>当　選　人</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">選挙事務補助者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2">市　町　村　名</td><td>職　　名</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

昭和　　年　　月　　日　調　整

選　　挙　　長

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して、署名する。

選　挙　立　会　人

選　挙　立　会　人